

第 4 3 号議案

桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年桶川市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
（特別休暇） 第14条 略 2 略 （2） 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間	（特別休暇） 第14条 略 2 略 （2） 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他公署へ出頭する場合 その都度必要と認める期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 8 月 2 7 日 提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

特別休暇の取得に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。